

よくあるご質問

－ 加入されていた方向け（加入期間 10 年以上） Q&A－

目次

Q01 年金・一時金の見込み額が知りたいのですが？
Q02 住所や氏名が変わった場合はどうすればいいですか？
Q03 年金や一時金の請求書類は、依頼しないと送られてこないのですか？
Q04 脱退一時金について教えてください。
Q05 老齢給付金および選択一時金について教えてください。
Q06 給付金請求の際、個人番号（マイナンバー）の通知は必須ですか？
Q07 老齢給付金の受給方法は選択一時金で清算するのと年金として受け取って いくのとどちらがいいですか？
Q08 請求手続きは、いつまでにしなければならぬですか？
Q09 基金ウェブサイト閲覧用のパスワードを教えてください。
Q10 福利厚生事業を利用することはできますか？
Q11 60 歳到達前に死亡した場合、基金への連絡はどのようにすればよろしいで しょうか？

Q01

年金・一時金の見込み額が知りたいのですが？

A

年金・一時金の見込み額は、加入中の方及び加入していた方（当基金の加入者期間 10 年以上で会社を退職し、支給繰下げ中の方）のご依頼により、随時試算を承っております。ご希望の方は、業務第一課までお電話にてご依頼ください。（連絡先：03-3546-5131）
試算された見込み額は、書面にてお送りいたします。なお、お電話で具体的な金額を回答することはできませんので、ご了承ください。

Q02

住所や氏名が変わった場合はどうすればいいですか？

A

住所や氏名が変わった場合、JJK ホームページから住所・氏名変更届をダウンロードしていただくか、業務第一課までお電話にてご依頼ください。（連絡先：03-3546-5131）

【必要書類】

- ・住所変更・・・「住所変更届」
- ・氏名変更・・・「氏名変更届」と「旧姓と新姓を確認できる証明書（運転免許証（表裏）のコピー、戸籍抄本や戸籍謄本等のコピー等）」

Q03

年金や一時金の請求書類は、依頼しないと送られてこないのですか？

A

いいえ、年金や一時金の権利が発生するときに、基金からご案内や請求書類をお送りいたします。発送の時期については以下のとおりです。

※基金を脱退された後、住所や氏名に変更があった場合はすみやかに変更届をご提出くださいますようお願いいたします。

■脱退一時金の請求書類

該当者：60 歳前に基金を脱退し、加入者期間 10 年以上ある方
資格喪失日（退職日の翌日）の翌月に発送（済み）。

書類を紛失した方で、一時金の請求を希望する場合は業務第一課までお電話にてご依頼ください。（連絡先：03-3546-5131）

※事業所が任意で基金を脱退したことにより加入資格を喪失した方は、脱退一時金の支給繰下げができません。

■老齢給付金の請求書類

該当者：脱退一時金の繰下げを申し出た方

発生時期：60歳を迎える時

発送時期：60歳を迎える月に発送

このとき、老齢給付金の繰下げ（受け取りを65歳まで先延ばしにすること）も選択可能です。繰下げの選択をした場合は、65歳に到達する前月に改めて請求書類をお送りいたします。

※65歳到達前に繰下げした給付を受取り始めたい場合は、業務第一課までご連絡ください。（連絡先：03-3546-5131）

Q04

脱退一時金について教えてください。

A

脱退一時金は、当基金を脱退したときに受け取ることのできる一時金です。脱退一時金は一時金として受け取るほかに他制度へ移換することもできます。

脱退一時金の選択肢をまとめたものが次の①～⑦です。

①一時金として一括で清算する

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本（マイナンバー不記載のもの）」、「退職所得の源泉徴収票のコピー（退職金の支払いがある場合）」、「通帳コピー等（口座情報を確認できるもの）」

※資格喪失の事由（企業合併や会社都合の脱退、60歳または65歳の加入年齢上限到達による喪失）により一部の書類については例外となる場合もあります。

②企業年金連合会へ移換し、将来の年金として受給する

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」

③60歳まで繰下げ、将来「老齢給付金」として受給する

※事業所が任意で基金を脱退したことにより加入資格を喪失した方は、脱退一時金の繰下げができません。

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」

④確定給付企業年金へ移換する

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」、「移換申出書」(加入している制度から入手)

⑤確定拠出企業年金へ移換する

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」、「移換申出書」(加入している制度から入手)

⑥個人型確定拠出企業年金へ移換する

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」、「移換申出書」(実施金融機関から入手)

⑦厚生年金基金へ移換する

【提出書類】

「脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書」、「移換申出書」(加入している制度から入手)

※①～③はどなたでも選択可能です。

※④～⑦は、その制度に加入されている方のみ選択可能ですのでご注意ください。

※②および④～⑦は、基金の資格喪失日から1年以上経過した場合、移換不可となりますのでご注意ください。

【提出書類一覧表】

	① 一時金	② 企業年金 連合会へ 移換	③ 支給繰下 げ	④～⑦ 他年金制 度へ移換
脱退一時金請求書 兼 他年金移換届書	○	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書	○	-	-	-
住民票または戸籍抄本・戸籍謄本 の原本	○	-	-	-
退職所得の源泉徴収票のコピー	○	-	-	-
通帳コピー	○	-	-	-
移換申出書（移換先制度から入手）	-	-	-	○

Q05

老齢給付金および選択一時金について教えてください。

A

老齢給付金および選択一時金は、脱退一時金の支給繰下げを申出した人が60歳に到達したことで受け取ることのできる年金・一時金です。老齢給付金の選択肢をまとめたものが次の①～③です。

①老齢給付金（年金）として受給する

【提出書類】

「選択一時金および老齢給付金請求書」、「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本（マイナンバー不記載のもの）」、「通帳コピー等（口座情報を確認できるもの）」

②選択一時金として受給する

【提出書類】

「選択一時金および老齢給付金請求書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本（マイナンバー不記載のもの）」、「退職所得の源泉徴収票のコピー（退職金の支払いがある場合）」、「通帳コピー等（口座情報を確認できるもの）」

※資格喪失の事由（企業合併や会社都合の脱退、65歳の加入年齢上限到達による喪失等）により一部の書類については例外となる場合もあります。

③65歳または退職時まで支給を繰下げ（どちらか遅い方まで）、「老齢給付金」または「選択一時金」として受給する

【提出書類】

「選択一時金および老齢給付金請求書」

【提出書類一覧表】

	① 老齢給付金	② 選択一時金	③ 支給繰下げ
選択一時金 および 老齢給付金請求書	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書	－	○	－
住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本	○	○	－
退職所得の源泉徴収票のコピー	－	○	－
通帳コピー	○	○	－

Q06

給付金請求の際、個人番号（マイナンバー）の通知は必須ですか？

A

いいえ、請求の際にマイナンバーの通知は必要ありません。提出書類の「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本」については個人番号（マイナンバー）が未記載のもので必ずご提出をお願い致します。

Q07

老齢給付金の受給方法は選択一時金で清算するのと年金として受け取っていくのとどちらがいいですか？

A

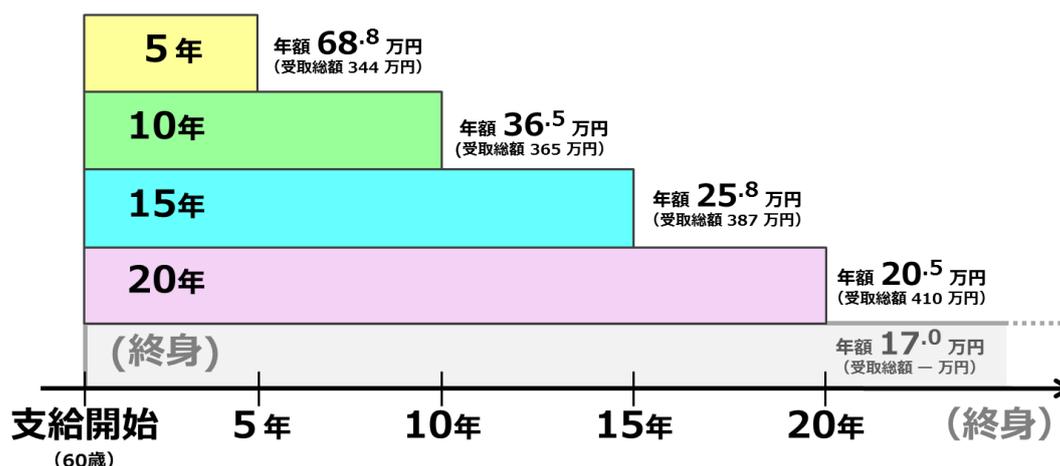
以下のモデルケースを参考にお考えください。

第1年金モデル給付

【前提条件】

JJK 加入者の各年齢の標準報酬月額で 22 歳から 60 歳までの 38 年間加入
加入中 3%の利息付与を想定、60 歳で退職（資格喪失）、60 歳から受給開始した場合

一時金額:323万円のケース



受取期間を5年、10年、15年、20年から選択できます！

(60歳以上の資格喪失者のみ終身年金の選択あり)

受給方法につきましては、あくまで個人のお考えに基づき選択していただくものです。
当基金ではどちらか一方をおすすめすることはできませんので、ご了承ください。年
金・一時金額の比較を行いたいときは、随時試算を承っております。ご希望の方は、業
務第一課までお電話にてご依頼ください。(連絡先：03-3546-5131)

Q08

請求手続きは、いつまでにしなければならないですか？

A

①脱退一時金の支払いを受ける権利には 10 年の時効があり、10 年を経過すると権利
が消滅してしまいます。(繰下げを選択した場合は除く)

また、他の年金制度への移換については JJK の資格喪失日から 1 年以内に申出する必
要があります。

②老齢給付金の請求手続きには具体的な提出期限は設けられておりません。しかし、
老齢給付金の支払いを受ける権利には 10 年の時効があり、10 年を経過すると権利が
消滅してしまいます。したがって、60 歳前に資格を喪失した人が繰下げを申出してい

る場合は、60歳到達時点から10年を経過すると権利が消滅してしまいます。その場合、さかのぼってのお支払いができません。
ご請求をお忘れにならないようご注意ください。

Q09

基金ウェブサイト閲覧用のパスワードを教えてください。

A

パスワードをお知りになりたい場合は、当基金までお電話でご連絡ください。なお、当基金の関係者（加入していた方等）以外には回答できません。

Q10

福利厚生事業を利用することはできますか？

A

福利厚生事業を利用できるのは加入中の方と受給者のみとなるため、利用することはできません。

Q11

60歳到達前に死亡した場合、基金への連絡はどのようにすればよろしいでしょうか？

A

まずは業務第一課までご連絡ください。（連絡先：03-3546-5131）

死亡日、請求権のある方、請求者と死亡者の関係等について確認後、遺族給付金（遺族一時金）の請求書をお送りさせていただきます。

添付書類につきましては、請求書類をご確認ください。